

## 委員会議事概要

1 委員会名	令和3年度 第6回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和3年9月10日(金) 14:00~15:27
3 開催場所	沖縄県庁12階企業局第2会議室
4 出席委員 (定数15名中13名)	<p>(会場参加)</p> <p>上原亀一会長、赤嶺博之委員、大嶺嘉昭委員、新立弘子委員、山内得信委員</p> <p>(Web参加)</p> <p>伊良波宏紀委員、池田博委員、八前隆一委員、藤田喜久委員、城間恒浩委員、大谷健太郎委員、当真聡委員、山川彩子委員</p>
5 議事録署名人	当真委員、城間委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について (P1~P12)
【要旨】	新規の承認申請が2基(本部町)あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(2) 第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P13~P16)
【要旨】	試験研究目的で、3件の申請(NPO法人日本ウミガメ協議会付属黒島研究所1件、沖縄美ら島財団2件)から申請あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	特になし。
(3) 第3号議案	ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動について (P17~P28)
【要旨】	<p>ソデイカの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示2の第4号は、令和3年9月30日で有効期間が終了し、新たな委員会指示を発動する必要があるため、各漁協、漁組に対して実施したアンケートの結果を踏まえた指示案が提案された。</p> <p>主な変更箇所は、更新に伴う日付の修正、行政手続の押印廃止に伴う様式の修正で、禁漁期間は、現行のとおり(6月から11月)である。原案のとおり承認された。</p>
【特記事項】	<p>【当真委員】 今回の委員会指示の内容のとおりでいいと思うが、組合の中でも、今回の水産課のアンケート結果も尊重するが、次年度は、生産者協議会を再度立ち上げ、生産者の意見も組み入れてもらいたい。</p> <p>【上原議長】 集中して水揚げをしている組合とそうではない組合でのアンケートの回答状況が違うため、結果の評価に対する指摘があった。来期はその辺も考慮して評価をするように考えたい。</p>

	<p>今回も漁期の見直しに向けて生産者から意見を聴く場は設けたが、まだ正式な協議会にはなっていない。協議会を立ち上げるかどうかは関係漁協と相談して進めたいが、その対応でよいか。</p> <p>【八前委員】 今期はアンケートの結果どおり進めることには問題はないが、鹿児島県とも協議して、ぜひ奄美地区と漁期をそろえて欲しい。そこは県水産課を中心に協議して欲しい。</p> <p>【事務局】 以前から同じ意見があるので、引き続き、海区の委員と協力し、意見交換して、また鹿児島県側にも声をかけて、いい方向に向くように話し合いを進めていきたい。</p>
(4) 報告事項 1	<p>令和5年(2023年)漁業権一斉切替に関する基本方針(案)について(P29~P37)</p>
【要旨】	<p>令和5年の漁業権の一斉切替に向け、次のとおり基本方針を定めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、現在免許されている漁業権は、令和5年8月に免許が満了</li> <li>2、令和5年9月1日付での作業を進めている</li> <li>3、漁業権は、県が作成した海区漁場計画に対し、漁協などからの申請を受けて免許。</li> <li>4、海区漁場計画には、漁業権の種類や区域が記される。</li> <li>5、海区漁場計画を策定するまでの手続       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存の漁業権の利用実績調査と新規漁業権の要望調査</li> <li>(2) 漁場の利用調整を行い、海区漁場計画(素案)を作成</li> <li>(3) パブリックコメントで意見を広く集め、国や県の関係部局と調整</li> <li>(4) 海区漁場調整委員会へ諮問</li> <li>(5) 全ての調整を踏まえて、「海区漁場計画を樹立」</li> <li>(6) 免許の申請の受付、委員会による漁業権者の決定、免許証の交付の手続</li> </ol> </li> <li>6、今回報告する「基本方針(案)」は、県がこの海区漁場計画を策定するまでの「考え方」を示すもの。</li> </ol> <p>上記の報告と本県の漁業の概要を説明した。</p>
【特記事項】	<p>【山内委員】 漁業権を県から免許される場合、漁場の利用状況や計画についての実態調査があると思う。例えば離島再生事業で、那覇地区漁協と那覇市沿岸漁協が共同で取り組んでいる事業があるが、2漁協で一緒に出すのか、それとも各漁協がそれぞれ提出するのか。</p> <p>【事務局】 共同漁業権は共有している3者が話し合いをして、まず単体で申請をする。ただし、3者の考えが同じ必要はある。養殖とか特区</p>

	<p>の漁業権は、それぞれで申請が可能だが、他の漁業権者、漁協と同意が必要。いずれにしても共有をしている漁協全部の合意が必要になる。</p>
(5) 報告事項 2	<p>沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (P38～P47)</p>
【要旨】	<p>11月の議会で沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての提案が予定されている。</p> <p>地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体における適正な事務処理を確保するため、内部統制の制度化や知事等又は職員の損害賠償責任について見直しが行われた。これにより、本県では昨年からは内部統制制度を導入し、不適正な事務処理の抑止効果を高めてきた。</p> <p>一方で、地方公共団体の行政活動が複雑多岐にわたり、適法性の判断が容易でない場合も多くなり、沖縄県を除く43都道府県において、改正された法令の基準に基づき、善意かつ重大な過失がないときは知事等又は職員の賠償責任を限定する条例を制定した。</p> <p>県の柔軟な職務遂行を委縮させることがないように、また、他の都道府県の状況も踏まえ、知事等又は職員個人の賠償責任の範囲を職責に応じて限定する条例が11月議会で提案される予定。</p> <p>この条例が制定されることで、知事等又は職員個人の賠償責任額の上限が設定される。条例の提案に先立ち、県の各行政委員会に対して、同条例に対する同意が求められているので、今回の委員会で条例案を報告した。次の委員会で同意の議決を予定している。</p>
【特記事項】	<p>【赤嶺委員】 この賠償に値する事例は。</p> <p>【事務局】 他県の事例で、平成25年5月に栃木県さくら市で、浄水場建設予定地の売買代金が高額過ぎるため、適正価格との差額相当額の損害が生じ、町長に過失があるとして1億2,192万円の損害賠償責任があるとされた事案がある。他の事案でも公共事業等で、はっきり自治体に損害が出た場合というものが多いので、海区委員会での事例は想定できない。</p> <p>【上原議長】 全行政委員会での同意を必要とするものなので、次回の委員会で詳しく話したい。</p>
(6) 報告事項 3	<p>令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る要望提案等について (P48～P69)</p>
【要旨】	<p>8月の海区委員会で沖縄海区から要望議題の議決をした。今回各九州ブロックから要望議題が出そろい、各海区のものに対する意見照会が来ているため、来月の委員会で、その回答の議決を行う予定である。</p>

	<p>要望事項は、昨年と同じ数、同じ要望事項のタイトルで各海区から提案が出ていることを説明した。今回九州ブロック会議の取りまとめ、開催県は沖縄県で、会議は当初、実際に行う予定だったが、書面決議に変更したことも合わせて報告した。</p>
<b>【特記事項】</b>	<p><b>【山内委員】</b> 沖縄県にとっては、問題、課題が山積みだと思うが、これを見ると、日中、日台の漁業取決めといった意見を出されている。まだたくさんあるが、複数出すことは出来ないのか。</p> <p><b>【事務局】</b> 今年度は、先月の委員会で提案事項を決定している。各海区からの提案事項をまとめて、九州ブロックの意見とする状況だ。議題自体、特に数の制約等はない。</p> <p><b>【山内委員】</b> 各県、クロマグロならクロマグロとか、まき網ならまき網、という意見が多い。問題点はたくさんがあるが、そうは見えない。</p> <p><b>【事務局】</b> 沖縄県の意見を前回、審議した。今回はもう沖縄県の意見としてはまとめた段階。他にあれば出せるとは思うが、また九州ブロックでまとめて、全国に上げるような問題点を要望するものなので、基本的に各九州ブロックの皆さんが同意できる内容でないといけないと思う。特に重要なものに絞ったのがこちらの考えだ。</p>